

Title	一六世紀後半イングランドの説教本に見る貧民救済の概念
Sub Title	A representation of the 'alms-giving' in Elizabethan England
Author	影山, 明日香(Kageyama, Asuka)
Publisher	三田史学会
Publication year	2000
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.69, No.2 (2000. 3) ,p.115(283)- 140(308)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20000300-0115

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一六世紀後半イングランドの説教本に見る貧民救済の概念

影山 明日香

一 はじめに

西欧社会政策の通史において、一六世紀は伝統的にその出発点に位置付けられてきた。それはこの時期に都市と国家のエリートが、貧民に対して積極的な対応を行うことを表明し、新たな原理に基づく救貧政策を試行したることによっている。大陸の自治都市と同様、イングランドの都市でも政府の立法に先駆けて、貧民救済・浮浪者懲罰の最新的手段が講じられた。国家レヴェルでは、世紀全体を通して散発的に制定されていた、貧民救済と浮浪者懲罰に関する諸条項が、一五九七年と一六〇一年の議会制定法によって総括を得た。⁽¹⁾ すなわち物乞いは禁止となり、高齢者・病人などの就労が不可能な貧しい住人は教区で救済し、労働可能な貧民は就労させ、浮浪する

「頑強で」「怠惰な」貧民は鞭打ちの上、もとの居住地に追放することが法令に定められた。ここで救貧税の強制賦課、貧民の徒弟奉公、そして屋外救貧という、イギリス旧救貧法の三原則が成立する。更に法令による貧民救済が改編されたことに加え、修道院解散後の一五三〇年代以降も、慈善行為はむしろ増大したとの主張を考慮に入れるなら、⁽²⁾ 一六世紀は困窮者に対する支配エリート層の対応が、それまでより積極的なものになった時代であるとみなされよう。

本稿では、この法令の再編と実施の活性化の時代に、貧民救済が同時代の言葉でどのように表され、対象としての貧民がどのようなイメージに結び付けられていたかを問題としている。救貧税の強制賦課や被救済者の選別に見られるように、一六世紀に考案された貧民政策は、

伝統的な施しの枠組みとは相容れない原則を含んでいた。そのような価値の混在はどのように言葉に反映されたのか、あるいは反映されなかったのか、それを知るためには、貧民救済について書きとめられた様々な言葉を検討する必要がある。本稿では貧民救済に関する同時代の言論において、主要なまとまりのひとつである宗教的言説から、まとまったサンプルとして、エリザベス一世治世(位 一五五八—一六〇三年)に出版された説教を選ぶ。同時代に貧民への自発的な施しを説いていた当事者である聖職者は、貧困と貧民に関する言説をどのように展開していたのか、そこに表された貧民救済の概念を検証する。

二 一六世紀イングランドの救貧研究

本論に入る前に、イギリス近世の救貧に関する最近の研究の流れを整理する。救貧・貧民に関する現在の研究に繋がる最初の貢献としては、E・M・レナードの『イギリス初期救貧史』(一九〇〇年)をはじめとする二〇世紀初頭の古典的研究を挙げなければならないが、ここでは紙幅の都合上、近世救貧研究が再び盛んになった一九七〇年代以降から現在までの約三〇年間の研究を中心

としてその動向を扱う。

前工業化社会についての研究が蓄積され始めた一九六〇年代末から一九七〇年代の初め、貧民と貧民救済の問題に最初に着目し実証研究を行ったのは、主に近世の都市と地方の社会経済に通じた歴史家たちであった。一六・一七世紀に貧民対策のプロジェクトを積極的に実施したのは、時々浮浪貧民が流入した都市の自治体である。そのため一定期間の貧民センサスや救貧関係の出納記録が市に保存されているケースが多く、これらの史料を用いての個別研究がこの時期に相次いで発表されている。ジョン・パウンドによる一五七〇年代のノリッジの救貧研究がその初期の成果である。⁽⁴⁾ A・L・バイアの内乱期ウォリックの研究は、イギリス救貧行政の内乱期における断絶という伝統的な仮説への反証を示した。⁽⁵⁾ これに続くポール・スラックのソールズベリの貧民救済に関する論文は、貧民調査の記録をもとに、一方で貧民問題に対処する都市行政機構、他方で被救済民の選択を始めとする実施の詳細というふたつの面から一六二〇年代の市の救貧活動を検証したものである。⁽⁶⁾ スラックはその後も近世イギリスの社会政策について継続的に研究を發表し、国家干渉あるいは国家制度としての救貧という視点

を強化していく。⁽⁷⁾

一方バイアは一九七〇年代以降、浮浪貧民の「実態」と、彼らに対する権威の取り締まりと懲罰に焦点を絞る。⁽⁸⁾ それまでも貧民の年齢層、性別、移動距離などの実態はピータ・クラークやポール・スラックらの研究によって部分的に明らかにされていたが、バイアは対象を浮浪貧民に限定して包括的な史料調査を行った。その結果、近世イギリスの貧民対策とは、下層民の経済状況の絶対的な悪化と浮浪貧民の増加を背景として、浮浪者に敵愾心を抱く支配層が既存秩序と支配の維持のために行った社会統制であると結論付けている。⁽¹⁰⁾

貧民救済・貧民対策が権力による秩序の維持と社会統制の手段、つまり支配層による全般的な統治戦略の一形態であるという考え方は、バイアに限らず一九七〇年代から八〇年代にいたるまで、頻繁に主張されてきたことであつた。下層民の暴動と叛乱への警戒心から治安紊乱には何にもまして敏感であり、社会秩序の崩壊には終末論的な恐怖のイメージを重ねた近世のエリートが興味を示した貧民救済が、そのような意図に基づくことに間違いはない。救済と懲罰を併せ持つ近世の社会政策は、社会秩序と治安を保持するための社会統制のひとつである。

秩序と統制という観点は、この時代の社会政策の説明にとつて非常に有効に働くいわばキーワードであるといえる。

過去三〇年あまりの研究において支配的であつたのは、一六・一七世紀の貧民救済は主に地域における周期的な経済危機への反応であり、政治・経済エリートによる社会コントロールであるという考え方である。それは私的な慈善による救済を含めた前工業化時代の貧民対策全般に對して、ひとつの説得力ある答えを提供した。ただし、その統制は持続的な効果を表した文字通りのコントロールとなつたのか、という疑問に對して、人口学的な立場からの答えは否である。地域共同体内で救済を行うことによつて、平均初婚年齢が上昇し、出生率を抑制する要素となつて人口増加に歯止めがかけられるというプロセスは実際には起こり得ない。人口学的体系は社会的エリートのコントロールが迅速に機能するようなものではなく、貧民救済やその他の人為的な直接介入によつて、人口学的プロセスを操作することは困難である。⁽¹¹⁾

では貧民救済が人口学上の社会コントロールとしての実効を持たなかつたとすれば、貧民救済のはたらきはどのように理解されるか。リチャード・スミスやデイ

ヴィッド・トムスの議論では、つねに私的・公的貧民救済に、前工業化時代における福祉機能が認められている。というのは、家族やその他の血縁者による扶養がそうであるときみなされるように、地元での貧民救済は、「核家族の危機」によって自活できなくなった者にとって生存の手段であり、それは自ら要求し得る、事実上の権利といってよいものだからである。⁽¹²⁾ 八〇年代後半以降、この前提は広く受け入れられ、システムとしての貧民救済の利用が貧民の生存戦略の一選択肢であったという見方がなされている。⁽¹³⁾ 最近の貧困・貧民の歴史研究の趨勢は、地域共同体あるいは国家の「福祉システム」として救済の認識にあるといえる。

九〇年代の救済研究における第二の傾向は、ヨーロッパ的視野に立つ比較史の視点である。もとよりヨーロッパ各国の貧民救済・貧民対策を比較することは決して目新しいことではない。一六世紀にはヨーロッパ各地で救済制度の再編が試みられていたにもかかわらず、イギリスにおいてのみ、その後長く制度として存続したという事実は、一九世紀以来、救済史家の主要な関心事である。他方、社会史がブームを迎えた六〇年代以降、貧困に関する個別研究が増加した中で、個々のケースを比較し、

同時代のヨーロッパ近世における貧困と救済活動というコンテクストの中でそれらの相関を明らかにしようとする試みが現れ始める。⁽¹⁴⁾ とりわけ中世史家B・ゲレメクによる概説は、一六世紀の社会政策を巡る思想と実践の転換点を一五三〇年代におけるヨーロッパ各地で連動する動きとして捉えており、興味深い着想を多く含んでいる。⁽¹⁵⁾ またR・ユッテの『初期近代ヨーロッパにおける貧困と逸脱』(一九九四年)は一九・二〇世紀における社会福祉の生成に長い射程を取りながら、貧民自身の問題としての社会政策に、社会経済面のみならず文化・言語的アプローチも行っている。

更に、最近のヨーロッパ救済研究の中には、貧民救済と宗教の関係を再検討する動きが生じている。それは八〇年代までは、意図的に最低限の注意しか払われていなかった議論である。⁽¹⁶⁾ というのは一六世紀のヨーロッパではイングランドだけでなく、大陸のプロテスタントの都市でもカトリックの都市でも、概ね共通の方法で貧民救済のプロジェクトが実施されたため、同時代の貧民救済再編に対するより強い決定因は宗派対立ではなく、長期的ないし短期的な社会経済状況の変動にあると考えられたからである。⁽¹⁷⁾ しかし、個々の地域の事例を見れば、貧

民救済を組織した都市自治体の構成員の間には、しばしば強い宗教上の結びつきが認められる。L・P・ヴァンデルによるチューリヒの貧民救済に関する研究は、この点を最も直接に扱っている。⁽¹⁸⁾ また貧民救済の理念的側面に着目し、貧民救済のあり方を左右する要素としての宗教を重視しているO・P・グレルによって、ヨーロッパのプロテスタントとカトリックの諸都市及び国家の貧民救済と医療に関する論文集が編纂されている。⁽¹⁹⁾ 七〇年代の個別研究の蓄積を経て、現在の救貧研究は、汎ヨーロッパの視点、地域共同体ないし国家における福祉機能、そして宗教改革との関連性という三つの切り口から、近世の貧民救済を説明する傾向にあるといえる。

三 一六世紀後半の説教本

1 説教とその印刷

貧民救済に付与された概念を知る手段として、最も直接的な方法は、同時代の言論を検証することである。考えられる同時代の記述史料のうち、ここではより公的で、かつ宗教的な性格が明確な説教及び宗教的著作物を扱う。その理由は、まずまとまった量が残っていること、同時

代に印刷され流通したものであること、そして施しの勧告あるいは富と貧困が宗教上のテーマとして含まれており、ある程度パターン化されていることなどである。なお期間は一六世紀後半の約五〇年、説教と印刷の両方が盛んになったエリザベス治世期とする。⁽²⁰⁾

いうまでもなく説教とは口頭で行われるものであり、説教の印刷物——以下説教本とする——の出所も多くの場合、説教師が実際に聴衆の前で行った説教であると考えられている。エリザベス治世期の国教会中枢の聖職者は、説教がプロテスタンティズムの浸透に不可欠であると認め、教区教会における三箇月ごとの説教は議会制定法によっても義務付けられていた。説教の認可と禁止の権限は主教に与えられており、無認可での説教は処分の対象であった。しかし治世前半はプロテスタント聖職者としての十分な資質のある者が少なく、説教の認可が簡単には与えられなかったため、⁽²¹⁾ 法定の年四回の説教は都市以外では困難な地域が多かった。その一方で、説教の機会には、定期的な説教から礼拝に付随しない臨時のものまで、宗教的な行事から世俗的な集まりまで多種多様であった。というのもこの時代には、行事の規模や種類に関わらず、その場で説教が行われることによって、それが正式に執

り行われたとみなされていたからである。

たとえば主教会議の開会ごとに、主教管区の査察、異教徒の公開洗礼、アサイズ裁判などの法廷の開廷、議会の開会、即位記念日、貴族やジェントリの結婚あるいは葬送、また、アルマダの来襲（一五八八年）やエセックス伯の叛乱（一六〇一年）といった大事件が起きたときも、説教の機会であった。題材は神学的なものに限らず、時事的であったり、道徳的、実用的な問題が話題になることもあった。⁽²²⁾ 説教壇での弁舌は約一時間ほどがふさわしい長さともなされ、その間、説教師は要点のみを簡単に記したノートだけをもとに即興で話すことを期待された。それゆえ、口頭の説教に先立って準備された原稿は、原則として存在しない。⁽²³⁾

このような事情により、その場限りの説教を印刷・出版業者が活字にするためには、大きく分けて三つの可能性が考えられるという。まず、個人的な求めに応じて回覧のために説教師自身が後から書き下ろしたものを、本人かそのパトロンが提供した可能性がある。あるいは、聴衆の取った比較的詳しいノートを入手し、照合係がそれを印刷用に適宜引き伸ばすという方法をとることもできる。当時、熱心な聴衆の間では、自分の信仰のために

ノートを取りながら説教を聞く習慣があったからである。第三の推論は、職業的な速記者が説教を逐一書き取ったものから原稿を起こして、印刷したのではないかというものである。⁽²⁴⁾ いずれにしても最終稿は第三者の手によって完成された可能性が高い。印刷された説教のテキストは、平均して一篇二〇ページ前後に収められた。そしてほとんどの場合、同一の説教師による複数の説教が、一冊にまとめられて出版された。出版はオクスフォードの印刷業者ジョセフ・バーンス以外、ロンドンに集中している。

加えて実際に説教が行われてから印刷されるまでの間にはかなりの時間の経過が見込まれる。実際の説教から出版までには平均して二、三年ほどの時差があるのが普通であり、一〇年以上経ってから印刷されることさえあった。出版の時点で説教師がすでに死亡している場合も多く、著作権が確立されていないため、存命中であっても説教師の許可なしに説教が出版されたことも十分考えられる。口頭での説教と説教本の間にはかなりの時間の経過と紆余曲折があったといえるだろう。無論、説教と題した出版物の中には、むしろ注釈や論説などの著作に近く、おそらく最初から出版のために原稿が書かれた

と思われる説教本も含まれる。

このような説教本は、エリザベス治世期のもので約五〇〇点が現存しており、そのうちほぼ五分の四までが治世後半の出版である。ただし、この五〇〇点は大陸の出版物の英訳版は含まない。説教本の増加は、当時の印刷術の発達に負う部分もあるため、印刷物全体の増加率を差し引いて考える必要があるが、それでもなおこの時期の説教本出版は治世を通じて増加し、最盛期は一五八〇年以降であることがわかる。⁽²⁵⁾ただし説教本五〇〇点の中には、初版に加え、第二版以降のものも重ねて算入されている。これに重版を加算せず、収められている説教ごとに数えるならば、約三〇〇件に整理される。この三〇〇件の説教本に収められた説教から、貧困や施しに関するものを選び出し、分析の対象とする。

2 貧民救済に言及する説教

説教本に収められた説教の中には、慈善や貧民について言及したものが多く含まれている。貧民への施しは、間違いない当時の説教のスタンダードな話題のひとつであった。そこで三〇〇の説教から、貧民への施し及び貧民に何らかの形で触れているものを選ぶ。しかしその言

及の度合は一樣ではないため、貧民救済に関わる言葉の分量による以下の四つの段階で五三篇の説教を抽出した。

- (1) 説教の主要なテーマは施しとは無関係であり、まとまった挿話としても現れない。貧民救済以外のコンテキストで、ある一文のみで貧民救済についてのコメントあるいは引用がある。(二三篇)
- (2) 同じく説教のテーマ自体は救貧とは無関係である。説教の中の挿話として、貧民への施し、態度への断片的な言及はあるものの、その説明は一段落を越えない。(二三篇)
- (3) 貧民への施しをより詳しく、複数段落にわたって扱っているが、説教全体のテーマそのものは貧民への施しではない。(八篇)
- (4) 貧民への施しが説教全体のテーマである。(九篇)

最も多数を占めるのは、貧民への施しには一切の補足説明がなく、別のコンテキストから関連する言及を拾い出すことのできる説教である。たとえばもてなしに関する文脈で、貧しい者も豊かな者と同様に客としなければならぬ⁽²⁶⁾としていたり、信仰について述べながら、窮乏

を訴える貧民を見て自分も同じように神に救いを求めていることを知るようにと付け足していたりする。⁽²⁷⁾ また「貧しい」という語に含まれる物質的窮乏は、しばしば魂の貧しさや神の前での人間の形容と入れ替え可能な関係にあることも分かる。ただし、明らかに説教の「書き手」がへりくだりの精神を示すために、自分やその書物を形容して使っている例は、考察の対象から除いている。

第二のタイプの説教は、テーマは救貧ではないが、貧民への施しについてごく簡単な、最低限の説明だけを含んでいる。聖書の引用箇所の説明から、あるいは他の話題から派生して、貧民と施しについて一言述べられる。

最も典型的な例は、説教の一部で隣人に対する「慈悲心」の重要性、無慈悲であることの危険性について述べる際に、貧しい者に対して慈悲の心を持つようにと付け加えられるものである。⁽²⁸⁾ また信仰にかなった正しい日常生活を営むことを求める説教では、熊使いや役者などに浪費するのではなく、貧民に施しを行うことが勧められている。⁽²⁹⁾ 同様に中心テーマには関わっていないが、貧民への態度について、より深く踏み込んで解説している説教もいくつかある。第三の分類がこれにあたる。これらの説教では、貧民や施しに関わる福音の引用が必ず置かれ、そ

の解釈を中心として、貧民への施しについて少なくとも数段落のまとまった長さがある。マタイによる福音書第六章一節から（「施しをするときには」）や、ルカによる福音書第三章一節から（「下着を二枚持つている者は」）、あるいは同じくルカによる福音書第一六章一九節からのラザロと金持ちの譬えなどの引用からの展開が多い。この段階で、初めて施しをする理由や報いにまで説明が及ぶ。

第四の分類を構成するのは、貧民への態度に関する説教である。施しの勧めはそれだけでも説教のテーマとなり得た。これらの説教は「貧民を憐れむように説く説教」「有益なる説教、とりわけ施しについて」「貧民の涙（中略）、施しに関する」、「最近の困窮者と貧民に同情を寄せるようにする三つの説教」といった特徴的なタイトルが付けられている。⁽³⁰⁾ 多数ではないが、施しの考え方は、当然これらの説教に最も詳細に読み取ることができ、以上の説教が、貧民への施しの概念を知る主要な手掛かりである。

3 『説教集 第二書』の場合

貧民への施しという話題が、説教において概ねどのよ

うな文脈を基礎としているかを知るためには、『説教集第二書』の「施しと貧者への憐れみについての説教」を参照することができる。⁽³¹⁾『説教集 第二書』は、『説教集』と同様に民衆の教化を目的とし、説教の代わりに教会で読み上げることができるように、国教会中枢の高位聖職者らによって作成された公定の説教集である。最初の『説教集』はエドワード六世時代、一五四八年に出版された。その後メアリ一世治世にはこれに代わってカトリックの説教本が新たに出版された。⁽³²⁾そしてエリザベスの即位後には、一五四八年のプロテスタント『説教集』の刊行が再開される。しかしそれだけでは民衆の教育に不十分であるとして、一二篇の説教を含む既存の『説教集』の他に、一二篇の説教からなる『説教集 第二書』の初版が一五六三年に出版された。一五七一年には、これに叛乱と暴動の戒めについての説教が追加された。『説教集 第二書』の執筆者は特定されていないが、ジョン・ジュエル(ソールズベリ主教、在 一五六〇—一五七一年)、エドモンド・グリーンダル(ロンドン主教、在 一五五九—一五七〇年)、ヨーク大主教、在 一五七〇—一五七六年、カンタベリ大主教、在 一五七六—一五八三年)、ジェイムズ・ピルキントン(ダラム主教、

在 一五六一—一五七六年)、そしてマシユウ・パーカ(カンタベリ大主教、在 一五五九—一五七五年)らの名が挙げられている。原稿は女王自身が検閲を行った。⁽³³⁾『説教集』及び『説教集 第二書』は、政治的に明確な意図と目的をもって出版された説教の公定テキストである。『説教集』及び『説教集 第二書』は「一般祈祷書」と同様に各教会に備え付けることが要求されたため需要が高く、『説教集 第二書』の英語版だけで一五六三年以降の版数が一二にもぼる。⁽³⁴⁾それは説教の体裁をとってはいるものの、他の説教本とは全く性格も目的も異なる出版物である。しかし権威による模範例であるこの『説教集 第二書』に含まれる施しに関するテキストは、他の施しを勧める言説に共通する説明の構造を簡潔に表している。全体は主題の明確な三つの部分に分かれており、冒頭で人々が施しを怠っていることが指摘されてから、施しがどのような意義をもつ行為であるか、施しが施す者にとってどのような理由で有益であるか、そして施しによって施す者が貧困に陥るわけではないことの三点が順に解説されている。

最初に、施しとは神の嘉する行為であると述べられている。その理由は、神は貧民に贈与したものは、神に贈

られたものと同然にみなされるからであるという。「弱者を憐れむ人は主に貸す人」⁽³⁵⁾であり、「(前略) 私これらの最も小さな兄弟の一人にあなたたちがしたことは、私にしたのである」⁽³⁶⁾。この説教によれば、地上での主イエスは困窮し貧しかったので、死後は自分の不在を埋めるように貧しい人間を我々の中に送ることとした。神は貧民の存在によって、人々が神を愛するか、神意に従順か、神の愛と恩寵を確信しているかどうかを試しているのである。それゆえ貧民を憐れみ施しを与える者は、アブラハムやロトのように特別の恩寵を受けるといふ。また「(前略) 神は「この」世界の貧しい人々を、信仰における富める者、ご自分を愛する人々に約束した王国を嗣ぐものとして選んだのではなかったか」⁽³⁷⁾とあるように、神は貧しい者をいとおしみ、特別に愛する。したがって彼らを見捨てたり、親しくするのを嫌ったり、施しを惜しんだりしてはならないとしている。しかも神が喜ばれるのは派手な贈り物ではなく、わずかな施しの方なのである。『説教集 第二書』によれば、施しはそれほどに神に嘉された行為なのだから、施しを怠っている者には神が求めていることを知らしめ、施しを行っている者は、それが神の手に受け取られ、更なる施しが求め

られていることを認識する必要があるという。第二部では施しが施す者にとっていかに有益であるかが説かれている。説教は以下のように説明している。福音からは世界中のすべての富、財産、名譽を所有していたとしても、それは何の益にもならないことが分かる、魂はそのために、死と罪と地獄の業火の捕囚となる。病の身体を癒すのに薬が必要であるように、我々はいかにして魂の安寧を守ることができかねばならないとされる。神は魂を清く保つには、貧民を憐れみ、彼らを慈悲深く救済するようにと教えている。「とはいえ、内にあるものを慈善に施せ、そうすれば見よ、あなたたちにはすべてが清い「ようになる」」⁽³⁸⁾。つまり、憐れみ深く貧民に施しを行うことは、罪の染みに汚された魂の浄化に役立つのである。とはいっても、施しの行為自体が魂を清くするわけではない。主のために施しをすることで、神が我々の魂を清く澄んだとみなすがゆえに、施しが罪を洗い流すのである。すべての善、博愛、慈悲、恩恵、罪の赦しといった、魂と身体の両方にとって有益なもの、神の慈悲と恩寵にのみ由来するという。また確かに施しは罪を洗い流すが、自分が施しをしたことを過大に評価し無闇と誇るのではなく、徴税人ザカイオス

のように謙虚でなければならぬとされる。自分に値打ちがないとみなすなら、神はその者を清いとみなし、地に値しないと考えれば、神は天に値すると考える。貧民への憐れみ深い施しについてはこのように考えるべきであるという。

最後には、多くの人にとって施しをためらわせる考え、すなわち貧民への施しで自分自身が貧しくなるのではなにかという疑念に対する説諭がある。人々は蓄財し施しをしなければ当分豊かで見られるが、分け与え施せば自分が貧しくなると思うかもしれないとして、この考えを否定するために、エリヤをもてなした未亡人の例が持ち出される。貧しい未亡人は飢饉で一握りの小麦粉とわずかな油しか持っていなかったにもかかわらず、預言者エリヤを迎え入れたので、神の祝福を受け、飢饉が収まるまで小麦粉も油も尽きなかったのである。⁽³⁹⁾ 反対に食料に事欠かず、大飢饉に悩まされず、子供にもよい衣食を与えられるあなた方は、施しによって自分が貧困に陥るのをわけもなく恐れて、戸口で物乞いする貧しく空腹で裸のキリストに余分を施そうとしない、と指摘している。しかし、このような考えはマモンを愛して魂を失う愚か者の浅知恵である。福音に従えば、神は信仰篤い者を没

落させたりはせず、御自分の愛する者たちをしつかりと守ってくださるはずであるという。それゆえ施しをすることで自分自身が窮乏することはあり得ない、そのようなことで思い煩うことなく、施しは寛大に与えよと教えられている。そして地上では神の思召しで十分に満たされ、神への奉仕を終えた時には、永遠の恩寵を得て天の国に召されることを信じるべきである、と説教は結んでいる。

『説教集 第二書』の「施しと貧民への憐れみについての説教」は、貧民への施しをこのように語っている。第一にキリストがそうであったのと同じように窮乏している貧者への施しは、キリストに与えることにも等しい。また貧民は神にとりわけて愛される。それゆえ神は貧民を憐れみ施すことを求められる。第二に神の嘉する施しの行いをすれば、それを考慮してくださる神の恩寵によって、罪が洗われ魂が浄化される。したがって施しは我々にとって有益である。第三に神が我々の正しい行いに必ず報いてくださることを信じ、施しをすることで財産が目減りし貧しくなるのではないかという目先の考えに惑わされてはならない。以上が「施しと貧者への憐れみについての説教」の概要である。

この説教からは、貧民への施しを勧める説教が、施す

側への呼びかけであることが分かる。説教の核心はあくまで施すべき者の心構えにあって、施しを受ける貧民は目前の現実としてではなく、物語から形成される理念的なイメージとして表現されている。もちろん貧困の価値や魂の浄化については、エリザベス治世に出版された他の説教本はほとんどが、これよりプロテスタントの傾向が強い主張を採用している。しかし『説教集 第二書』の説教に見られる貧民の比喩的イメージ、施しへの報い、そして富への執着を戒める記述は、一六世紀後半の説教本における施しの擁護に共通した基本項目である。これらの論点を手掛かりに、説教本における施しについての言説を整理したい。

四 説教の中の貧民救済

1 貧民のイメージ

説教の本文の大部分を占めるのは、聖書、古典あるいは同時代のさまざまな著作からの引用とその解釈である。ここでは貧民という言葉の指示内容に留意しつつ、印刷された説教の中での貧民救済の位置付けを検証する。聖書や古典に教えを引いて、そこから貧民のイメージを形

成する枠組みには、主にふたつの典型を見出すことができる。そのひとつは富者と貧者の二項対比である。この対比関係は、施しの勧めに不可欠な「ラザロと金持ち」の解釈に代表される。関係する説教で、この譬え話が引用される頻度は非常に高い。『説教集 第二書』の「施しと貧者への憐れみについての説教」が一度も「ラザロと金持ち」に言及していないのに対し、施しをテーマとする他のすべての説教は、少なくとも一回以上これを引いている。聖書のテキストに従い、イメージとしてのラザロは、金持ちの門の前で施しを待つ腫瘍を病む物乞いとして描写されている⁽⁴⁰⁾。

「ラザロと金持ち」を引いた説教すべてに共通した意見では、金持ちの男が地獄に落ちたのは、ラザロに対し無慈悲で救済を与えなかったためである。このこと以外にもこの金持ちには様々な道徳的非難が加えられている。たとえば豪華な衣服を身に着けていたこと、毎日贅沢な食事をしていたこと、不信心であったこと、死んだときにも遺贈をしていないこと、そして貧民救済を行わなかったことである。つまりは富を正しく遣わなかったことが非難されている。富の所有それ自体が必ずしも道徳的に非難されるわけではないが、富を持つキリスト教徒

は、神に嘉される遣い方を実践しなければならぬのである。

これに対し、物乞いのラザロはどうであるか。『説教集 第二書』とは違い、多くの説教は、裕福であるか貧困であるかによって、神の愛を受けることができるか否かは決定されないとし、ラザロが神に愛されたのは貧しかったからではなく、善良であったからだと理由を特定している。⁽⁴¹⁾ラザロは信仰篤い貧民であり、だからこそ天使に伴われて天のアブラハムのもとに行くことができたのだ。別の匿名の説教でも、ラザロは神に愛された信仰篤い者であるとしている。そして苦難に耐える者として、その忍耐を見習うべきであるという。⁽⁴²⁾つまりラザロは苦難をしのび、神に従う従順さのゆえに神に愛される貧民であったということになる。一六世紀の説教では富を所有するだけで必ずしも不正であると非難されるわけではないし、物質的困窮がそれ自体に価値を含んでいるとみなされることはない。説教においてこの物語の要は、むしろ信仰にかなった生活とあるべき心的態度に置かれている。

ここで注目されるのは、すべてにおいてラザロは金持ちの正反対の像として表されているということである。

この物語は富と貧困、不信心と信仰、現世と来世、天国と地獄という対立概念を多く含んでいる。たとえばラザロには、物質的欠乏、信仰、現世での苦難、天の栄光が、金持ちの男には富、不信心、現世での享楽、地獄の業火という属性が結び付けられている。つまり貧者はつねに富者の反転像を表象している。エリザベス治世期の説教本における貧しいラザロの美德と信仰心の称揚は、貧しいラザロの積極的な肯定であるよりも、持てる者への道徳的義務の不履行と不信心への非難を意味している。信仰深い神の貧民に對置されるのは、不信心な金持ちであつて、怠惰な浮浪者ではない。貧困と貧民の理想化は、あくまで富者に対する道徳的な戒めの裏返しの結果として現われる。貧者の価値はつねに相対的に規定されるのである。

そうであるならば一六世紀後半の説教の作者たちにとって、ラザロにおける貧困と信仰篤さの結びつきは、単なる偶然以上の意味を持たなくなっていたのだろうか。貧困と信仰の結びつきに関連して、もうひとつの典型的な貧民の表現が貧民とキリストの類似関係である。一五六〇年代の『説教集 第二書』では、貧民はキリストの不在を埋めるために創られたとする、貧民—キリストの

直接的な関係が示されていた。⁽⁴³⁾一六世紀末に集中する施しに関わる説教でも、生前のキリストが貧しかったことから、キリストと貧民のつながりが示唆されている。

この『説教集 第二書』に最も近い解釈は、「あなたたちを受け入れる者は、私を受け入れるのである。また私を受け入れる者は、私を遣わした者を受け入れるのである」⁽⁴⁴⁾や「……わたしの兄弟であるこの最も小さい者のひとりにしたのは、わたしにしてくれたことなのである」⁽⁴⁵⁾から、「あなたが貧民に与える物を、あなたはキリストに与えているのであり、貧民を家に迎え入れて食事を与えれば、あなたはキリストをもてなしている」と導いている。⁽⁴⁶⁾またキリストを家に迎えたザカイオスの物語⁽⁴⁷⁾から、貧民へのもてなしと施しを勧告するヘンリ・スミスの「罪人の告解」によれば、天使は見知らぬ人間の姿で現れるが、「キリストは我々のところには貧民、足の悪い人、盲人の姿で現われる。そのときは飢え渴き、裸で宿も無く、病んで投獄されている」。そして「裕福な人はザアカイから、自分の貧しい仲間の中のキリストをもてなすことを学ぶべき」であるとしている。⁽⁴⁸⁾「同胞の中のキリスト Christ in one's members」という表現は、モールドンの副牧師ジョージ・ギフォードの説教本にも見

られるが、そこでもやはりマタイによる福音書二五章が引用されている。⁽⁴⁹⁾これらの説教によれば、貧民に与えることはキリストに与えるに等しいのである。

以上の例からは、『説教集 第二書』ほど直截なものではないが、確かに貧民とキリストの間には互いの比喩となり得るような、イメージ上のつながりが認められていたことが分かる。しかしその言葉のつながりは脆いものである。それは貧民と敬虔な信者、貧困と信仰篤さと同義であることを意味しない。「軽蔑され苦難の中にある、神の貧しい子供たちを正当に扱い、我々の一部に迎え入れ、軽蔑してはならない」ことを説きながらも、貧困と信仰篤さの関連付けに最も慎重なウィリアム・バートンの説教は、「善良な者が貧しいこともある、不正な者もそうであるように」、「善良な貧民がいるように、怠惰なために貧しい不道德な貧民もいる」という判断を下す。⁽⁵⁰⁾

そしてキリストと貧民の類似を仄めかす説教でさえ、貧民もまた人間であり、同じキリスト教徒の一員であると念押ししておく必要があった。「あなたがたにはそのように富が有り余っているのに、貧しいイエス・キリストには何一つ与えようとしない。あなたがたは貧民を軽蔑

している⁽⁵¹⁾。このように、施しを勧める説教には必ず貧民を蔑むことへの戒めが含まれている。

ある匿名の説教は、「心して、これらの小さい者たちの一人をもさげすむことのないようにせよ。なぜなら、私はあなたたちに言う、天にいる彼らの〔ための〕御使いたちは、天におられる私の父の顔を常に見ているからである」に拠って、富裕な者が貧民を軽んじてはならないとして⁽⁵²⁾いる。また同じ説教の中で、教父の著作から「道で貧民に会ったら、その貧民も神の似姿に創られた人間であることを思いなさい。たとえその者が貧しく、裸で、みすぼらしくとも、軽蔑したり追い払ったりしないよう心がけなさい」という内容を紹介している⁽⁵³⁾。貧民も神の下僕であるという点では、それ以外の人間と変わるところはない。それゆえ貧民であっても軽んじてはならず、等しく愛さねばならないのである。貧民をキリストに擬えて施しを説くことと同様に、一六世紀末の説教本には貧民を軽蔑することへの戒めを書き加えておく理由があったのである。

2 施しの理由

施しを行わなければならない理由として挙げられてい

るのは、第一にそれが同胞愛と憐れみの行為であり、神の求める行為であるということである。charityとは全身全霊で神を愛することであると同時に、すべての人間を例外なく愛することであるとされている。施しについての説教の多くがこの同胞愛の教えを敷衍して、貧民への施しを擁護する。具体的には普遍的な人間愛の教えをもとに、とりわけ困難な状態に耐えている貧民への同情と憐れみを呼びかける形をとっている。持てる者にとつて貧民に施すこと、分け与えることは神の求める行為であり、信仰篤いキリスト教徒としての義務であるとされる。それゆえ、同じキリスト教徒として富を持つ者が困窮している隣人を捨て置いてはならないという。貧しい者に憐れみをかけるのは善き信徒の義務であり、同胞愛の具現化なのである。にもかかわらず昨今は「また、不法がはびこることにより、多くの人々の愛が冷えきるであろう」⁽⁵⁴⁾から、あらためて同胞愛の精神を説く必要が生じる。「あなたたちの父が慈しみ深いように、あなたたち⁽⁵⁵⁾も」慈しみ深くなれ」。

この同胞愛から生じる施しの論理が特徴的であるのは、持てる者が貧民に施しをするという関係が、しばしば神と人間との関係を比喩として説明されることである。つ

まり神がわれわれに慈悲をかけるように、われわれは貧民に憐れみをかけるべきであり、我々が神の恩寵を受けようように、貧民は我々からの施しを受けるべきであるという。この対応関係を端的に表した表現を借りれば「貧民はわれわれの慈悲を必要とし我々は神の慈悲を必要とする」のである。⁽⁵⁶⁾別の説教では「我々はみな神の乞食」であり、神が乞食を認めているのだから、我々も我々の乞食を蔑まないようにしようではないか、と述べられている。⁽⁵⁷⁾また富者が神によって創られ、富は慈悲深い神によつて与えられたものであるなら、富者はそれを貧しい者に同じように慈悲深く分け与えるべきという図式も示されている。⁽⁵⁸⁾つまり、神が我々を憐れむのだから、それと同様に貧困にある隣人に対しては持てる者が憐れみをかけなければならぬということになる。このように説教の言葉の中では、貧民はキリスト教徒の一員として認められ、持てる者にとつて同胞愛と憐れみの対象となるべきものとされているのである。

同胞愛の実践の対象としても、貧民は完全に受動的存在である。そして貧民救済を概念的なレヴェルだけで述べるときでさえ、『説教集 第二書』でそうであったように、貧困はそれ自体に価値のある、神の嘉する状態で

あると主張することには意味が失われていた。むしろ一六世紀末の説教本で説得力があると考えられたのは、富者に対する道徳律と、貧民を人間とみなし、その困難に同情し憐れむようという同胞愛の教えであったように見える。福音の中から普遍化された貧民とは、主に持てる者の信仰の正しさをはかる存在であると考えられてきた。「幸いだ、弱者に心を向ける者。災いの日にはヤハウエが彼を逃れさせよう」⁽⁵⁹⁾とは、施しについての説教でしばしば掲げられ、繰り返し記された文言であった。⁽⁶⁰⁾貧民への憐れみと施しは、神を畏れるキリスト教徒が行うべき当然の義務とされたのである。

しかしエリザベス治世後半の施しの教えは、それがキリスト教徒の義務であるからというだけではいまだ十分であった。施しを勧める説教は、施し自体が功德になるとするのはカトリック教徒の誤った考えであると断言した上で、しばしばよき行いとしての施しの、死後における報いを述べている。⁽⁶¹⁾直接の典拠は、マタイによる福音書の「……『私の父に祝福された者たちよ、来るがよい。あなたたちのために、世の開闢以来備えられていた王国を継ぐがよい。なぜならば、あなたたちは、私が飢えた時私に食べ物を与え、私が渴いた時私に飲み物を与

え、私がよそ者であつた時私を歓待し、私が裸であつた時私に着物を着せ、私が病弱であつた時私を見舞い、私が獄にいた時私のもとに来てくれたからである』⁽⁶²⁾にある。またこれを引用しない場合でも、施しを行った者は、施した貧民から代償は得られないが、神によって永遠の栄光で報われると付け加えている。⁽⁶³⁾ 反対に施しをしない者の行く先は、ラザロを救済しなかつたために地獄の業火に焼かれる金持ちの男によって示され、貧民に与えない者は永遠の責め苦に陥る危険を冒していると警告している。⁽⁶⁴⁾ 貧民を救済することは、同胞愛の実践であり、神が求める正しい行為と認められていた。施しを行うことはよきキリスト教徒の義務とみなされ、その善行には神によつて必ず報いが与えられるのである。

3 施しの実践

説教は貧民への施しをキリストの教えとして説くものであると同時に、それを日々の生活の中で実践すること奨励しなければならぬ。したがつて施しに関わる説教の多くは、ただ貧民に与えることの正しさを教義によつて証明してみせるだけではなく、その教えに基づいて正しい施しのあり方についても言及している。施し方

の指示は、福音の延長上に形成した救貧観によつて規定されるが、更に進んで慈善を行う際の具体的な問題を念頭において、より実際的な助言にまでいたる場合がある。貧民救済の「現状」はどのようであり、どのような貧民に、どのように施すべきか、多数の福音と古典の引用から形成された施しの教えの、その先に主張された施しの形を抜き出してみたい。

説教の中で実践を求められる施しの方法は、三つの観点から特徴付けられることができる。それは第一に施す者の自発的な行為であるということ、第二に施す者の持つ富に応じて十分に施すこと、そして第三に慈善の対象が厳しく限定されないことである。施しの自発性については、それはキリスト教徒の義務であるから、貧民への憐れみをもつて進んで行わなければならないということである。「無理強いではなく、義務として我々は神が与えてくださった物の一部を分け与えるべき」⁽⁶⁵⁾なのである。たとえこの道徳律に実際的な圧力があつたにしても、言論上において施しは強制ではなく、あくまで任意の行為であることとされている。そして施しが自発的なものである限り、どれほどの量を施すべきかということも、また施す者の裁量に任せられることになる。説教によれば

昨今は人々が寛大でなくなつたので、まず施す者は貧民に対して「氣前よく」「物惜しみせず」与えなければならぬ。福音書の記述に従つて、持つてゐる物の半分を、あるいは施す者の富に應じて施すようにとの助言がほとんどである。そしてそれは特別に裕福な者に限られた義務ではない。誰もが各々にふさわしい量の施しをすることを、説教は求めている。⁽⁶⁶⁾

施し主が施しの対象者を選び好みしないという原則は、無条件には受け入れられていない。教会法による貧民救済にあつても、施しは決して無差別に与えられるものとはみなされなかつたが、⁽⁶⁷⁾施しに言及する説教でも対象の選別にまで触れているものは少ない。確かに理念としての普遍的な同胞愛の教えと、実践的な施しの方法は、同時に論じるには折り合ひの悪い題材であつた。実際の施しに言及する際には、むしろ施しの対象を選別しないことを勧める例の方が多い。一五七一年、ロンドンのクライスト・ホスピタルで行われたとされる説教では「貧民に対しては分け隔てなく等しく憐れみ深くありなさい」と述べ、同胞愛の範囲は無限であるとした説教も、自分の世帯、親族、家族、あるいは自分の教区の住人以外を救う義務はないという考えに異議を唱えた。⁽⁶⁸⁾ただし貧民

に対して、完全に無差別であつてよいというわけではない。『貧者の涙』(一五九二年)の筆者は、施しを乞う者たちが、信仰厚い眞の貧民なのか、怠惰な人間や単なる道楽者なのか判断がつかないときでも、とりあえず施しをするべきだと助言している。というのは施さなければ我々が神の怒りをこうむる危険を冒さなければならぬし、誤つて怠惰な物乞いに施してしまつたとしても、悪行の報いを受けるのはその貧民だからである。それでも、最初から行いが悪いと分かつてゐる者に施すのは間違ひであるという。⁽⁶⁹⁾もちろん「よりふさわしい者は優先して救済が受けられるべき」というような漠然とした道徳的基準が示されることはあつた。⁽⁷⁰⁾しかし施しを受ける貧民の条件は決して厳格ではない。おそらく現実には迷ひのない選別の眼差しが向けられたとしても、理念上の施しは無差別である。それゆゑ説教における施しの原則では、選別の基準は設定できないのである。

説教に示された施しの方針は、より宗教的かつ理念的なものであるという点を差し引いても、ほぼ同時期に制定された救貧法や都市自治体での貧民対策の内容との間に、かなりの差異を生じている。これらの制度においては、救貧税は任意の喜捨から強制賦課に転換され、物乞

いと無差別の施しは禁止され、救済に値しない浮浪貧民には処罰が加えられるべきとされた。この事実に対する最も顕著な反応は、ヘンリ・スミスの説教である。そこでは互いに愛し合う性質を忘れた最近の貪欲な金持ちが、物乞いをする貧しい人を無頼漢として鞭打ち、ブライドウェル（矯正院）に送りこむことへの憤慨が述べられる。⁽⁷¹⁾

その一方、中にはイングランドには貧民のための施しを定めた、信仰にかなったよい法があるとして——この場合浮浪者の懲罰規定は無視されているが——その実践を奨励するものもある。その言葉は、救貧法に定められた役職者の職務怠慢を非難し、その立派な法がイングラントで正しく執行されていないことが、貧民の窮状の原因となつてゐるといふ。⁽⁷²⁾つまり、施しの分配の役職は公的であるだけでなく私的でもあつて、分配は公私の両面である。すなわち私有財産と共有財産の両方で行わなければならぬ。そして、「必要な時期、状況にあれば、公的にこそ最も寛大にならなければならない。」といふ。⁽⁷³⁾

施しを勧める説教が、他方で世俗の救貧法の実施を推奨することに、論理的な整合性はない。にもかかわらず説教師あるいはその匿名の執筆者たちが時折それに言及したのは、おそらく首尾一貫性よりも、貧民救済という

同時代的な問題を説教の話題に交えることを優先したからであろう。一六世紀後半の貧民救済にとって、私的な施しや慈善は困窮者への援助の重要な一部分ではあつたが、それが問題のすべてというわけではなかつた。なぜなら以前は教会によつて行われるはずであつた公的救済は、一六世紀末から一七世紀初頭までの間に国家の制度として吸収され、再編されていたからである。貧民救済に関する説教の大半はこのように「私的慈善と公的慈善が不安定な形でむすびついて」⁽⁷⁴⁾いる状況にあつて、なお自発的な施しの理念を繰り返してゐた。

テューダ朝国家によつて定められた救貧法の言説が決定付けたのは、その地域の持てる者全体がその地域の貧民全体に対して負う義務であり、社会層と社会層を対置させる関係であつた。これに対して聖書の引用から形作られた貧民救済のイメージは依然として貧者と富者、施しの受領者と施し主という一対一の伝統的な施しの関係である。説教本の中の救済についての言葉は、引用の繰返しと互いの剽窃によつて近似性が高まり、貧民救済と貧困についての当時の様々な言論グループの一角を形成してゐた。そしてその貧民への施しを神が求める善き行いとして勧める言葉は、私的な遺贈であれ教区の救済

であれ、貧民のために何物かを抛出することにある種の動機付けと満足感とを与える役割を果たしたであろう。

五 おわりに

都市と国家の救貧対策において、救済と処罰の対象の選別及び強制救貧税が徐々に定着し始めた時期にあつて、エリザベスの治世期の説教は、なお原則としては無差別で自発的な施しを説いていた。そこで用いられたのは、象徴的な貧民のイメージと、普遍的な同胞愛の教えである。それは物乞いと施し主という伝統的な施しの関係を、説教に持ち込ませるものであつた。そして福音の解釈は、必然的に貧しい者には選り好みをせず施すべきであり、それが神の嘉するキリスト教徒の義務であるとの理念的な主張に帰結していく。説教本の言葉は態度変更を促すような、貧民に対する新たな見方を示しているというより、伝統的な「神の貧民」のイメージをプロテスタントの説教に適合させたという方が正しい。それがどれほどの規定力をもって受け取られたかは定かではないが、少なくとも貧民と貧民救済についての言論パターンとして知られていた。いかに理念的であれ、説教本の言葉も貧民救済についてのひとつの概念を提示していたことは確

かである。

貧民救済に言及した説教本が用いる聖書の引用箇所は、どの説教にも共通しており、その解説もきわめて似通つた論理を採用している場合が多い。また先に印刷された説教本の中の一文、一節が、別のいくつかの説教本のテキストに何のことわりもなくそのまま挿入されている例も珍しくない。説教本の言葉を直に享受したのは限られた社会層であるが、その中で説教本の言葉は確かにこの時代に流通し、読まれ、参照され、書き写され、そして再利用されていったのである。説教本による貧民救済の概念は、その過程で更に近似性が高められたといえる。無論一六世紀の貧民対策・慈善組織の再編の動きと同時期に流通した貧民と救済についての言論は、説教本だけではなかつた。貧民救済について、同時代人は様々な文脈で発言を繰り返していた。たとえば民衆本の悪漢小説は、貧民のある部分のイメージを決定付け、コモンウェルス論の著作からも貧民救済は論じられる。貧民救済についての発言は、つねに複数の異なる観点からもたらされてきた。それらは互いに矛盾し、かけ離れた像を示しながら、ともに貧民救済と貧民のイメージの一部分を形成していた。そしてそれらの言葉が異質の言論グループ

に属し、異なる目的と知識の背景を持って発せられたものでありながら、社会の最下層の人々を意識し、彼らに對して何らかの積極的な態度を取る必要があることに關しては、意見の一致があつたのである。

註

- (1) ただし一六〇一年の救貧法は一年限りの時限立法であり、持続的効力を持つて発効することが承認されたのはジェームズ一世(位 一六〇二—一六二五年)治世の一六〇四年になつてからである。
- (2) W. K. Jordan, *Philanthropy in England 1480-1660* (London 1959).
- (3) 周知のよつた、救貧行政・法制史の古典的研究として E. M. Leonard, *The Early History of English Poor Relief* (Cambridge, 1900; rpt. 1965); S. & B. Webb, *English Poor Law History, Part I: the Old Poor Law* (London, 1927); D. Marshall, *The English Poor in the Eighteenth Century: a Study in Social and Administrative History* (London, 1926). など。
- (4) J. F. POUND, "The Elizabethan Census of the Poor: the Treatment of Vagrancy in Norwich", *University of Birmingham Historical Journal*, 8:2 (1962).
- (5) A. L. BEIER, "Poor-relief in Warwickshire 1630 - 1660", *Past and Present*, 35 (1966).
- (6) Paul Slack, "Poverty and Policies in Salisbury

1597-1666", in Peter Clark and Paul Slack (eds.), *Crisis and Order in English Towns 1500-1700* (London, 1972).

- (7) id., "Books of Orders: the Making of English Social Policy, 1577-1631", *Transactions of the Royal Historical Society* 5th ser. 30 (1980); id., "Poverty and Social Regulation in Elizabethan England", in Christopher Haigh (ed.), *The Reign of Elizabeth* (London, 1984); id., *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England* (London, 1988), pp. 221-241.
- (8) id., "Vagrants and the Social Order in Elizabethan England", *P&P*, 64 (1974); id., "Debate: Vagrants and the Social Order in Elizabethan England", *P&P*, 71 (1976); id., *Masterless Men: the Vagrancy Problem in England 1560-1640* (London, 1984). A. J. BINHAM, 『佐藤清隆訳『流浪者の世界——シホックスピア時代の貧民問題』(同文館、一九九七年)。
- (9) Peter Clark, "The Migrant in Kentish Towns 1580-1640", in Clark and Slack (eds.), *Crisis and Order* (1972), pp. 117-163; Paul Slack, "Vagrants and Vagrancy in England 1598-1664", *Economic History Review*, 2nd ser., 27 (1974).
- (10) Beier, *Masterless Men* (1984), pp. 146-169. 146・171世紀の貧困と貧民の狀態に關する Binham の見解を、id., "Poverty and Progress in Early Modern England", in A. L. Beier, David Cannadine and James M. Rosenheim (eds.), *The First Modern Society. Essays in English History*

- in *Honour of Lawrence Stone* (Cambridge, 1989), pp. 201-240.
- (11) リチャード・スミス「出生力・経済・家族形成——一六—一七世紀」、斎藤修編著、ピーター・ラスレット他著『家族と人口の歴史社会学——ケンブリッジ・グループの成果』(リプロポート、一九八八年)所収、一七六頁。
- (12) D. Thomson, "Welfare and Historians", in L. Bonfield, R. M. Smith and K. Wrightson (eds.), *The World We Have Gained: Histories of Population and Social Structure* (Oxford, 1986), pp. 355-378.
- (13) Marco H. D. van Leeuwen, "Logic of Charity: Poor Relief in Preindustrial Europe", *Journal of Interdisciplinary History*, 24:4 (1994); Peter M. Solar, "Poor Relief and English Economic Development before the Industrial Revolution", *ECHR* 2nd series, 48:1 (1995); Steve Hindle, "Exclusion Crisis: Poverty, Migration and Parochial Responsibility in English Rural Communities, c.1560-1660", *Rural History*, 7:2 (1996).
- (14) Catharina Lis and Hugo Soly, *Poverty and Capitalism in Pre-industrial Europe* (Hassocks, 1979).
- (15) ブロニスワフ・ゲレメク、早坂真理訳『隣れみと縛り首——ヨーロッパ史の中の貧民』(平凡社、一九九二年)。原著ポーランド語版は一九八九年初版。英訳に、Bronislaw Geremek, *Poverty: a History*, tr. by A. Kolakowska (London, 1994). がある。
- (16) 貧民救済と宗教の関連を示した八〇年代の研究には、
- Susan Brigden, "Religion and Social Obligation in Early Sixteenth-Century London", *P&P*, 103 (1984).
- (17) Ole Peter Grell, "Christian Care and Neighbourly Love", in Ole Peter Grell and Andrew Cunningham (eds.), *Health Care and Poor Relief in Protestant Europe 1500-1700* (London, 1997), pp. 43-65. 同時代のヨーロッパ各地の貧民救済のことは、Lis and Soly, *op.cit.*, pp. 82-96.
- (18) Lee Palmer Wandel, *Always among Us: Images of the Poor in Zwingli's Zurich* (Cambridge, 1990).
- (19) Ole Peter Grell and Andrew Cunningham (eds.), *op.cit.* カトリック側の貧民救済のことは、Ole Peter Grell, Andrew Cunningham and J. Arrizabalaga (eds.), *Health Care and Poor Relief in Counter-Reformation Europe* (London, 1999).
- (20) 一六〇二年以降の印刷物でもこの「元になった説教がエリザベス治世期間に行われたとされる説教本は枚を加えよう。
- (21) Christopher Haigh, *English Reformations: Religion, Politics, and Society under the Tudors* (Oxford, 1993), pp. 268-269.
- (22) J. W. Blench, *Preaching in England in the Late Fifteenth and Sixteenth-Centuries: a Study of English Sermons, 1450-c. 1600* (Oxford, 1964), pp. 303-305.
- (23) A. F. Herr, *The Elizabethan Sermon: a Study and Bibliography* (New York, 1940; rep. 1969), p. 35; pp. 41-47.
- (24) *Ibid.*, pp. 75-84.

(25) 現存するエリザベス治世期(一五五八—一六〇三年)の説教本は期間中のすべての版と一六〇三年以降の再々版までを算入して四九八点である。そのうち三四〇点が一五八〇年から一六〇三年までに出版された。

(26) William Fulke, *A Comfortable Sermon of Faith*, —1574 (1574). ※一六世紀の説教本の丁付けに関しては、全く印刷されていないことが多い。以下の引用に際しては、もとの丁付けが利用できるか、刊行史料集に収められていて、引用箇所を特定できるもののみ、その頁数を明記し、それ以外は頁数の提示を特に断りなく省く。

(27) Thomas Jackson, *Dauids Pastall Poeme: or Shepherds Song*. —1603 (1603).

(28) Edward Toppell, *Times Lamentation* —1599 (1599); Henry Arthington, *The Exhortation of Salomon* —(1594); Edwin Sandys, *Sermons Made by the Most Seuerende Father in God*. —1585 (1585).

(29) Adam Hill, *The Crie of England*. —1595 (1595).

(30) Henry Bedel, *A Sermon Exhortyng to Pite the Poore. Preached the 25. of Nouember Anno 1571*. — [1572]; Thomas Drant, *A Fruitfull and Necessary Sermon, Specially Concerning Almes Geyng*. — [1572]; Henry Smith, *The Poore Mans Teares*. —. *Treating of Almes Deeds; and Releuing the Poore* —1592 (1592), in Martin Seymour-Smith (ed.), *The English Sermon, volume I: 1550-1650* (Cheade, 1976), pp. 149-163; *Three Sermons, or*

Homilies, to Mooue Compassion toward the Poore and Needie in these Time. —1596 (1596).

(31) *The Seconde Tome of Homelyes of Such Matters as were Promised and Intituled in the Former Part of Homelyes*, —1563 (1563); T. & J. Sword (eds.), *Sermons or Homilies: Appointed to be Read in Churches in the Time of Queen Elizabeth of Famous Memory* (London, 1815); J. Griffiths (ed.), *The Two Books of Homilies: Appointed to be Read in Churches* (Oxford, 1859).

(32) Haight, op. cit., pp. 215-216.

(33) *Certaine Sermons or Homilies Appointed to be Read in Churches in the time of Queen Elizabeth I: the Facsimile Production of the Edition of 1623* (Gainesville, Fla., 1968), "Introduction" by M. E. Ricky & T. B. Stroup, pp. v-xii.

(34) 『説教集 第二書』のエリザベス治世期間中の版数は、初版の一五六三年に四、以後一五六七年、一五七〇年、一五七一年、一五七四年、一五七七年、一五八二年、一五八七年そして一五九五年にそれぞれ一版ずつである。

(35) 箴言一九章一七節。『新共同訳』参照。「弱者」は、欽定訳聖書などの英訳版では the poor にあたる。

(36) マタイによる福音書一五章四〇節。佐藤研訳『新約聖書I マルコによる福音書 マタイによる福音書』(岩波書店、一九九五年)、一一一〇頁。

(37) ヤコブの手紙 二章五節。保坂高殿・小林稔・小河陽訳『新約聖書V パウロの名による書簡 公同書簡』(ハネの黙示録)(岩波書店、一九九六年)、一五七頁。

(38) ルカによる福音書一章四一節。佐藤研・荒井献訳『新約聖書Ⅱ ルカ文書——ルカによる福音書 使徒行伝』(岩波書店、一九九五年)七七頁。

(39) 列王記上一七章一〇—一六節。『新共同訳』参照。

(40) ルカによる福音書一六章九—三二節。「ラザロと金持ち」のたとえは以下の通りである。

「さて、ある金持ちの人がいたが、彼は〔つねに〕紫の衣や〔きめの細やかな〕亜麻布を着て、日々贅沢三昧に耽っていた。他方ラザロという名の、ある乞食は、できものだらけの姿でその金持ちの門前に寝そべっていて、金持ちの食卓からこぼれ落ちるもので腹を満たしたいと願っていた。そればかりか、犬どもまでやって来ては、彼のできものを舐め上げた。

さて、その乞食は死んで、御使いたちによってアブラハムの懷に連れて行かれた。またその金持ちも死んで葬られた。そして彼は、黄泉の中で苦しんでいたが、目をあげてみると遠くにアブラハムが見え、またその懷にラザロが〔見えた〕。そこで彼は自ら声を上げて言った、『父祖アブラハム様、私に憐れみを。またラザロをお送り下さり、彼の指先を水につけ、私の舌を冷やして下さいまし。私はこの炎で悶えておりますゆゑ』。するとアブラハムは言った、『子よ、お前はお前の生きている間、自分〔だけ〕の良きものを受け、ラザロは同様に悪しきものを受けたことを思い出すがよい。しかるに今ここでは、彼は慰められ、お前は悶えるのだ。加えて、われわれとお前たちとの間には大いなる淵が設けられてしまっており、

ここからお前たちのところへ渡ろうと思っても〔それが〕できないのだ。またそちらからわれわれのところへも越え〔て来〕ることができないのだ』。

すると彼は言った、『それではお願いしますが、父祖様、彼を私の家へお送り下さい。と申しますのも、私には兄弟が五人おりますので、彼が彼らに厳しく警告してくれそうです。そうすれば彼らもまたぞろこの苦しみの場所に来るようなことにならずにすむでしょうから』。

しかしアブラハムは言う、『彼らにはモーセと預言者たちがいる。彼らはそれらの者たちに聞くが良からう』。彼はしかし言った、そうではないのです、父祖アブラハム様、むしろ、もし誰か死者の中から彼らのもとに赴いたなら、彼らも悔い改めるに違いないのです』。しかしアブラハムは彼に言った、『もし彼らがモーセと預言者たちとに聞かないならば、たとえ誰か死者の中から甦ったとしても、彼らが説得されることはないであろう』。佐藤研・荒井献訳、前掲書、一〇四—一〇六頁。

(41) Thomas Carew, *Certaine Godly and Necessary Sermons* (1603).

(42) S.I., *Certaine Godly and Learned Sermons* (1601).

(43) *Sermons or Homilies* (1563).

(44) マタイによる福音書一〇章四〇節。佐藤研訳、前掲書、一三六頁。

(45) マタイによる福音書二五章四〇節。佐藤研訳、前掲書、二二〇頁。

(46) *Three Sermons or Homilies* (1596); Samuel Nicholson,

- A Sermon Called Gods New Yeeres Gift Sent unto England
—1602 (1602).
- (47) ルカによる福音書一九章一〇節。参照 佐藤研・荒井献訳、前掲書、一一五—一二六頁。
- (48) Henry Smith, *The Sinners Confession* —1594 (1594).
- (49) George Gifford, *Four Sermons upon the Seven Chief Vertues* —1582 (1582), pp. 38-39; Hill, *op. cit.*, pp.70-71.
- (50) William Burton, *Dauids Thanksgiving for the Arraign-ment of the Man of Earth* —(1598); *id.*, *The Rousing of Sluggard, in Seven Sermons.* —(1595).
- (51) Bedel, *op. cit.*
- (52) マタイによる福音書一八章一〇節。佐藤研訳、前掲書、一七一頁。
- (53) Three Sermons (1596).
- (54) マタイによる福音書二四章一二節。佐藤研訳、前掲書、一一〇一頁。
- (55) ルカによる福音書六章三二六節。佐藤研・荒井献訳、前掲書、二八頁。
- (56) Carew, *op. cit.*
- (57) Three Sermons (1596).
- (58) Hill, *op. cit.*, p. 68; Nicholson, *op. cit.*
- (59) 詩編四一章一節。松田伊作訳『旧約聖書XI 詩編』(岩波書店、一九九八年)、一一一頁。箴言一九章一節と同じく、欽定訳聖書などの英訳版では、この「弱者」は the poor と表われている。
- (60) Bedel, *op. cit.*; Three Sermons (1596); Philip Jones, *Certain Sermons Preached of late at Chichester* (1588); Seymour-Smith (ed.), *op. cit.*, p. 157. Henry Arthington, *Provision for the Poore*, —(1597)のタイトルページには詩編四一章一節の引用が見られる。
- (61) 例えは「考えてもみよ、私たちは死んで財産を取り残して行かねばならない。だからこの世にいる間に、その財産を貧しい者に分け与えようではないか。そうすれば私たちは天の国で報いを受けるだろう」という記述がみられる。Seymour-Smith (ed.), *op. cit.*, p. 157.
- (62) マタイによる福音書二五章二四—二六節。佐藤研訳、前掲書、二〇九頁。
- (63) Gifford, *Four Sermons* (1582); Smith, *Sinners Confession* (1594); *Three Sermons* (1596).
- (64) Carew, *op. cit.*; Seymour-Smith (ed.), *op. cit.*, pp. 149-163.
- (65) *Ibid.*, p. 153.
- (66) 例えは「かくて知るべきは、……誰もが自分の能力に応じて、彼ら(貧民)を助けることである」。Bedel, *op. cit.*
- (67) Tierney, *op. cit.*, pp. 53-61.
- (68) Bedel, *op. cit.*; Drant, *op. cit.*
- (69) Smith, *op. cit.*
- (70) Laurence Chaderton, *An Excellent and Godly Sermon* —(1578?).
- (71) Smith, *op. cit.*
- (72) Carew, *op. cit.*; Bedel, *op. cit.*

(73) Three Sermons (1596); Hill, *op. cit.*, pp. 20-21.

(74) キース・トマス、荒木正純訳『宗教と魔術の衰退』
(法制大学出版局、一九九三年)上・下、八二八頁。Keith
Thomas, *Religion and the Decline of Magic* (New York,
1971), pp. 563-564.